（和文仮訳）

拷問禁止委員会の総括所見（CAT/C/JPN/CO/2）に対する日本政府コメント

１．日本の第２回政府報告に関する拷問禁止委員会の総括所見において，同委員会は日本政府に対し，同総括所見の第１０段落，第１１段落，第１５段落及び第１９段落に含まれている勧告についてのフォローアップ情報の提供を要請した。これらの勧告等に対する日本政府の回答は以下のとおりである。なお，日本政府は，将来右以外の勧告についても別途意見表明を行う権利を留保する。また，今後とも拷問禁止委員会と建設的な対話を行っていきたい。

第１０段落

委員会は，締約国が以下の事項を実施すべきであるという前回の勧告（パラ15）を繰り返す：

（ａ）捜査機能と留置機能の分離を実際に確実なものにするため，立法及びその他の措置を取ること；

２．捜査機能と留置管理機能の完全な分離については，刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事収容施設法」という。）において，既に，留置担当官はその留置施設に留置されている被留置者に係る犯罪の捜査に従事してはならないことを規定している。また，国家公安委員会規則である犯罪捜査規範においても，現に被留置者に係る犯罪の捜査を行っている捜査官が当該被留置者の処遇を行うことを禁止している。

３．我が国の警察においては，従来から，捜査を担当しない総務（警務）部門に属する留置担当官が被留置者の処遇を行い，捜査官が被留置者の処遇をコントロールすることを禁止するという捜査機能と留置管理機能の分離を徹底するなど，人権に配慮した処遇を行っている。特に，2007 年６月に施行された刑事収容施設法においては，捜査機能と留置管理機能の分離の原則が明文化されたほか，部外の第三者からなる留置施設視察委員会が留置施設を視察したり，被留置者と面会するなどした上で，留置業務管理者に意見を述べる制度の新設，不服申立て制度の整備，被留置者に関する食事の支給，金品の差入れ，医療上の措置，面会，信書の発受等の各種処遇について刑事施設における被収容者に対する処遇と同等の処遇が行われること，留置担当官に対する人権教育の実施などが規定されている。

４．以上のように，我が国における被勾留者を留置施設に留置する代替収容制度は被留置者の権利が侵害される可能性を増加させるものではなく，我が国においては，人権に配慮した適正な留置管理業務が行われている。

（ｂ）被留置者を警察の留置施設に身柄拘束できる最長期間を制限すること；

５．我が国の刑事訴訟法は，起訴前の被疑者の身柄拘束について，被疑者の人権保障を図りつつ，事案の真相を十分に解明するための捜査を遂行することができるよう，逮捕，勾留及び勾留延長の各段階における厳格な司法審査を要求するとともに，その期間を最長でも 23 日間に制限している（注）ものであり，このような刑事訴訟法の規定の内容は適正かつ合理的なものであると考えている。

（注）例外として，内乱に関する罪，外患に関する罪，国交に関する罪，騒擾の罪については最長 15 日間の勾留延長が認められるため，身柄拘束期間の上限が 28 日間となる。

（ｃ）取調べの全過程において，弁護士に秘密裏にアクセスする権利，逮捕された瞬間から法的支援を受ける権利，自らの事件に関する全ての警察の記録にアクセスする権利，独立した医療支援を受ける権利，そして親族に会う権利を含む，全ての被疑者の起訴前勾留におけるあらゆる基本的な法的保護措置を保障すること；

弁護士に秘密裏にアクセスする権利

６．身体の拘束を受けている被疑者又は被告人は，弁護人又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人となろうとする者と立会人なくして接見する権利が保障されている（刑事訴訟法第 39 条第１項）。

逮捕された瞬間から法的支援を受ける権利

７．刑事訴訟法は，全ての被疑者に弁護人選任権を保障している（刑事訴訟法第 30 条第１項）上，死刑又は無期若しくは長期３年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件の勾留中の被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときなどに国選弁護人を付するという制度（刑事訴訟法第 37 条の２）が存在する。さらに，法定刑にかかわらず，勾留中の被疑者に国選弁護人を付することができるようにするための法案を国会に提出予定である。

自らの事件に関する全ての警察の記録にアクセスする権利

８．捜査段階において，被疑者に対する証拠開示を受ける権利を保障することは，罪証隠滅を招くおそれがあることなどから相当ではなく，未決勾留の段階から被疑者が証拠開示を受ける権利を保障せよとの勧告は受け入れられない。
（なお，前回の拷問禁止委員会の勧告は，今回の勧告のように未決勾留段階（in pre-trial detention）ではなく，起訴後において（after indictment）であり，今回の勧告とは内容を異にするものであったと承知している。）

被留置者に対する医療措置について

９．被留置者に対する医療上の措置については，おおむね月に２回，留置業務管理者の嘱託する医師が被留置者の健康診断を行うこと，及び，被留置者が負傷し，又は疾病にかかっている場合には，公費により速やかに医師の診療を受けさせるなど必要な医療上の措置を執るものとすることが刑事収容施設法に規定されている。被留置者の健康診断をおおむね月２回行うことで被留置者の健康状態についてより詳細に把握し，適切な時期に，必要に応じて被留置者が医療を受ける機会を確保することが可能となり，実際にも，これらの規定に従った運用がなされている。

親族に会う権利

１０．勾留されている被疑者については，親族を含め，弁護人以外の者とも接見し，信書を含め，書類や物を授受する権利が保障されている（刑事訴訟法第 80 条，第 207 条）。もっとも，裁判所は，逃亡し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるときは，弁護人以外の者との接見を禁止することができるとされているが（刑事訴訟法第 81 条），これは親族と接見することで被疑者が逃走したり，罪証を隠滅したりすると疑うに足りる相当な疑いがある場合についてまで親族との面会を認めることは妥当でないためである。

（ｄ）締約国の法制度とその運用を，国際基準に完全に合致させるように，代用監獄制度の廃止を検討すること；

１１．日本では，被疑者の逮捕後，可能な限り短期間に所要の捜査を遂げ，起訴又は釈放の判断を行うことが求められており，刑事施設に収容することに代えて留置施設に留置することができるとする代替収容制度は，迅速かつ適正な犯罪捜査を遂行する上で不可欠であり，また，被疑者と弁護人，家族等との面会の便にも資するものとして運用されている。したがって，現時点において，代替収容制度を廃止することは現実的ではないと認識している。

１２．また，被疑者・被告人が留置施設に収容された場合におけるそれらの者の処遇は，第２回政府報告に関する拷問禁止委員会からの質問に対する日本政府回答（CAT/C/JPN/2）のパラ４及びパラ５において回答したように，被留置者の人権に配慮して適正に行われている。

第１１段落

委員会は，憲法第 38 条 2 項，刑事訴訟法第 319 条 1 項及び条約第 15 条に沿って，締約国が，あらゆる事件において，拷問及び不当な取扱いによって得られた自白が，実務上，法廷において証拠能力が否定されることを確保するため，全ての必要な手段を講じるべきとの前回の勧告（パラ 16）を繰り返す。特に：

（ａ）取調べの時間制限について規則を作り，その不順守の場合に適切な制裁を設けること；

１３．日本の警察では，次のような規則を定めている。

・取調べは，やむを得ない場合のほか，深夜に又は長時間にわたり行うことを避けなければならない（2008 年 4 月から施行）。

・午後 10 時から翌日の午前５時までの間に被疑者取調べを行う場合や，１日につき８時間を超えて被疑者取調べを行う場合には，警察本部長等の事前の承認を得なければならない（2009 年 4 月から施行）。

１４．後者の場合，承認を申請された警察本部長等は，個別の事案ごとに，事案の概要，取調べ状況，供述状況，捜査の見通し，被疑者の事情等を総合的に勘案して，承認の必要性，合理性及び適正性を判断する。

事前の承認を得ずに午後 10 時から翌日の午前５時までの間に被疑者取調べを行った場合や，１日につき８時間を超えて被疑者取調べを行った場合は，捜査に関与しない監督部門によって取調べの中止その他の措置が講じられる。

（ｂ）刑事訴追の際，自白に証拠の主要かつ中心的な要素として依存するような慣行を終わらせるため，捜査手法を改善すること；

１５．委員会が勧告において「刑事訴追の際，自白に証拠の主要かつ中心的な要素として依存するような慣行（がある）」旨指摘しているが，そもそもこの指摘は当たらない。

検察官は，刑事訴追に当たり，客観的証拠の収集を徹底し，その証拠価値について的確な評価を行っており，また，自白の信用性についても，客観的証拠に

照らすなどして，その信用性を慎重に吟味するよう努めており，こうした緻密な捜査を実施した上で，有罪判決が得られるとの確信がある場合に限って起訴を行っている。

１６．なお，我が国の刑事訴訟法上，自白が被告人に不利益な唯一の証拠である場合には，有罪とされないこととされているため，自白のみに基づいて有罪判決がなされることはあり得ず，検察官が自白のみに基づいて起訴を行うこともあり得ない。

１７．さらに，法務大臣は，2011 年５月，時代に即した新たな刑事司法制度を構築するため，諮問機関である法制審議会に対し，取調べや供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方の見直しや，被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入など，刑事の実態法や手続き法をどのように整備すべきかについて審議を求めた。同審議会は，審議の結果，2014 年 9 月，法務大臣に答申を行った。その中では，「取調べへの過度の依存を改め，「証拠収集手段を適正化・多様化するための方策」として，被疑者取調べの録音・録画制度，捜査・公判協力型協議・合意制度（注）及び刑事免責制度の導入，通信傍受の合理化・効率化等を法制度化すべきとされた。法務省は，同答申を踏まえ，これらの法整備を行うための法案を国会に提出する予定である。

１８．また，警察庁においても，科学技術の発達等に伴う犯罪の高度化・複雑化等に的確に対応し，客観証拠による的確な立証を図ることを可能とするため，DNA 型鑑定及び DNA 型データベースを犯罪捜査に効果的に活用するための取組や，通信傍受の拡大等，捜査手法の高度化に向けた取組を推進しているところである。

（注）捜査・公判協力型協議・合意制度とは，他人の犯罪事実の捜査又は訴追のため必要なときは，検察官と被告人・弁護人との間での協議を通じ，被疑者又は被告人側において取調べ又は証人尋問において事実の供述をし，その他証拠の収集に関し，必要な協力をすることと引き換えに，検察官において特定の刑事事件を不訴追とすること，特定の求刑をすること等に合意できるとする制度である。

（ｃ）取調べの全過程を電子的に記録するなどの保護措置を実行し，その記録を裁判で使用できるよう保証すること；

１９．検察当局においては，被疑者の身柄を拘束中の事件で，かつ次にあたるも

のについて，公判請求が見込まれない場合であるなどの一定の事情がある場合を除き，全過程を含め，できる限り広範囲な録音・録画を行うなど，積極的な取組をしている。

〇裁判員裁判対象事件

〇知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に係る事件

〇精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者に係る事件

〇いわゆる独自捜査事件であって，検察官が被疑者を逮捕した事件

また，これまでの成果を踏まえ，平成２６年１０月１日から公判請求が見込まれる身柄事件で被疑者の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件，公判請求が見込まれる事件で被害者・参考人の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件について，録音・録画の新たな試行を開始しており，更に積極的な取組をしている。

２０．実施件数等につき，下記のとおりである。

(a)

一昨年（平成２５年）４月から昨年（平成２６年）３月までの１年間で，

〇実施件数　　３８３６件（実施率約 98.6%）

〇不実施件数　　５６件

であり，最終的に裁判員裁判対象事件の罪名で公判請求したものに限ると，

〇実施件数　　１３６３件（実施率約 99.2%）

〇不実施件数　　１１件

であり，実施した３８３６件のうち２８９３件について，検察官の取調べの全過程の録音・録画が実施された（全過程実施率約 75.4%）。

(b)〔知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に係る事件に関する試行状況〕

一昨年（平成２５年）４月から昨年（平成２６年）３月までの１年間で，

〇実施件数　　１０８２件（実施率約 98.6%）

〇不実施件数　　１５件

であり，実施した１０８２件のうち６８５件について，検察官の取調べの全過程の録音・録画が実施された（全過程実施率約 63.3%）。

(c)〔独自捜査事件に関する試行状況〕

一昨年（平成２５年）４月から昨年（平成２６年）３月までの１年間で，

〇実施件数　　１２３件（実施率 100.0%）

〇不実施件数　　０件

であり，実施した１２３件のうち９５件について，検察官の取調べの全過程の録音・録画が実施された（全過程実施率約 77.2%）。

(d)〔精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者に係る事件に関する試行状況〕

一昨年（平成２５年）４月から昨年（平成２６年）３月までの１年間で，

○　実施件数　　２７５９件（実施率約 98.1%）

○　不実施件数　　５３件

であり，実施した２７５９件のうち１３４９件について，検察官の取調べの全過程の録音・録画が実施された（全過程実施率約 48.9%）。

２１．また，検察当局においては，公判において，供述の任意性や信用性等に関する立証を行うに当たり，録音・録画した DVD 等を証拠請求しており，また，弁護人から録音・録画した DVD 等について証拠開示請求があれば，法律の定める手続にのっとり，弁護人に対し録音・録画した DVD 等を証拠開示している。

２２．加えて，上記１７のとおり，原則として被疑者取調べの全過程の録音・録画を義務付ける制度を導入する法案を国会に提出予定である。

２３．警察においては，2008 年９月から取調べの録音・録画の試行を実施しており，試行開始以降 2014 年３月までの５年７か月で裁判員裁判対象事件について 7,651 件（2013 年度中における実施率は約 93.7 パーセント），2012 年５月から 2014 年３月までの１年 11 か月で知的障害を有する被疑者に係る事件について 2,023 件実施している（2013 年度中における実施率は約 98.0 パーセント）（2014 年４月から 2014 年 12 月までの数値については集計中）。

（ｄ）強制，拷問，脅迫，または長期間にわたる逮捕や勾留の末になされた自白で，刑事訴訟法第 319 条１項に基づき証拠として認められなかったものの件数を委員会に提供すること；

２４．「強制，拷問若しくは脅迫，又は長期にわたる逮捕若しくは勾留の末になされた自白で，証拠として認められなかったものの件数」については把握していない。

２５．ただし，裁判員裁判対象事件（死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件及び短期１年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件で故

意の犯罪により被害者を死亡させたもの）において，任意性が争われた事件であって，被告人の取調べの録音・録画記録媒体が証拠採用され，その証拠調べ後，任意性に疑いがあるとして被告人の供述調書の証拠請求が却下された件数については，2008 年度は０件，2009 年度は２件，2010 年度は０件，2011 年度は０件，2012 年度は１件である。

第１５段落

委員会が前回行った勧告(パラ 17)，人権委員会（CCPR/C/GC/32, para.38)，及び超法規的・即決・恣意的な処刑に関する国連特別報告者が発出したメッセージ（A/HRC/14/24/Add.1, paras.515 以下参照)に照らして，委員会は，締約国に対し，以下の事項により，死刑確定者が条約上のあらゆる法的保障措置及び保護を受けられるよう，確保することを要求する。

（ａ）死刑確定者とその家族に対し，死刑執行の予定日時を合理的な範囲で事前に知らせること；

２６．死刑執行の告知については，死刑確定者本人に対して，執行の当日，執行に先立ち行うこととしている。これは，本人に当日より前に告知した場合には，その心情の安定を害することが懸念されるとともに，かえって過大な苦痛を与えることにもなりかねないと考えられること等によるものである。

２７．また，家族等に事前に執行を通知した場合には，通知を受けた家族等に対して無用な精神的苦痛を与えること，仮に通知を受けた家族等と本人との面会が行われ，本人が執行の予定を知った場合には，同様の弊害が懸念されることから，現在の取扱いはやむを得ないと考える。

２８．なお，執行後は，法令に基づき，死刑確定者があらかじめ指定した者（家族か弁護士等を指定することもできる。）に速やかに通知することとしている。

（ｂ）死刑確定者の昼夜間単独室収容に関する規則を改定すること；

２９．刑事施設においては，死刑確定者の身柄を確保するとともに，その者が心情の安定を得られるように留意する必要があり，刑事収容施設法第 36 条は，死刑確定者の処遇は，昼夜，単独室において行う旨を定め，原則として，居室外においても，相互に接触させてはならないとしている。

３０．もっとも，同法 36 条では，死刑確定者が心情の安定を得るために有益と認められる場合には，他の死刑確定者との接触を許すことも可能である旨を定めており，こうした取扱いが人権侵害とは考えていない。

３１．なお，死刑確定者が孤独に苦しむことがないよう，職員や民間の篤志家による面接，宗教教誨の機会を与えたり，必要に応じて，ビデオやテレビの視聴の機会を与えたりするなど，その心情の安定を図るための処遇を工夫している。

（ｃ）手続のあらゆる段階における弁護士による死刑確定者に対する効果的な支援及びあらゆる打合せにおける弁護士との厳格な秘密交通を保障すること；

３２．刑事収容施設法では，死刑確定者の面会について，原則として刑事施設の職員が立会うこととしているが，裁判所の再審開始決定が確定した死刑確定者と弁護人との間の面会については，未決拘禁者（刑事被告人）に関する法律の規定が準用されるので，職員の立会いなどの措置は行われない。

３３．また，再審開始決定が確定していない死刑確定者と再審請求手続の代理人たる弁護士との間の面会については，当該施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるときや死刑確定者の心情把握のため必要が高いときなどの特別な事情がない限り，職員は立会わないこととしており，個別具体的な事案において，各刑事施設の長が，適切に判断している。

３４．死刑確定者が発受する信書については，刑事施設の職員が検査を行うこととしているが，死刑確定者が自己の処遇に関して民事訴訟等を依頼した弁護士との間で発受する信書については，刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合を除いて，そのような信書であることを確認するために必要な限度で検査を行うなど，一定の配慮を講じている。

３５．また，再審開始決定が確定した死刑確定者と弁護人との信書の発受については，未決拘禁者に関する法律の規定が準用され，弁護人等から受ける信書についても，こうした信書であることを確認するために必要な限度で検査を行うこととし，一定の配慮を講じている。

（ｄ）死刑確定者に対し，恩赦，減刑，及び執行停止を実際上可能にすること；

３６．執行停止事由とされているのは，心神喪失と女子の懐胎であり，これらに該当する場合は執行が停止される。

３７．死刑確定者は，いつでも収容されている刑事施設の長に恩赦（特赦，減刑又は刑の執行の免除）の出願をすることができ，出願を受けた刑事施設の長は，法務省に置かれている中央更生保護審査会に恩赦の上申をしなければならないこととされており，死刑判決を受けた者にも他の受刑者と全く同様に恩赦の機会は与えられている。

３８．また，恩赦の審理を求める手続については，恩赦法及び恩赦法施行規則に規定されており，その透明性は担保されている。

３９．2007 年以降，死刑確定者について恩赦が適用された事例はないが，その間にも死刑確定者からの恩赦の出願はあり，その都度刑事施設の長から恩赦の上申がなされており，中央更生保護審査会において恩赦の相当性について慎重に審理がなされ，適正に結論が出されているものと承知している。

（ｅ）第一審の死刑判決の後に，その執行の停止効果を伴った，死刑事案の義務的レビュー制度を導入すること；

４０．死刑事件に限らず，全ての刑事事件について，控訴権及び上告権が保障されている（刑事訴訟法第 372 条，第 405 条）。

４１．我が国では，
①裁判実務において，令状主義及び厳格な証拠法則が採用され，三審制が保障されるなど，捜査公判を通じて慎重な手続により有罪が確定され，
②確定した裁判に対しても，再審，非常上告等の救済制度が設けられており，これらは誤判を防止するために有効に機能している上，
③死刑は，再審の事由等の有無を慎重に審査した上で執行されており，我が国では，死刑は，厳格な制度の下において，極めて慎重に運用されているので，更にいわゆる必要的上訴制度を創設する必要はない。

（ｆ）死刑確定者が精神疾患を患っているとの信頼できる証拠がある場合，それらについて個々に独立した審査を行うこと。更に締約国は，刑事訴訟法第 491 条１項に従って，精神疾患を有する死刑確定者の死刑が執行されないこ

とを保障すること

４２．刑事施設収容法第 62 条第１項において，刑事施設の長は，被収容者が負傷し，若しくは疾病にかかっているなどの場合には，速やかに刑事施設の職員である医師による診察を行い，その他必要な医療上の措置を執るものとする旨を定めている。刑事施設では，死刑確定者に対して，常に注意が払われ，慎重な配慮がなされており，定期的な健康診断を行うほか，必要に応じて外部の医療機関で医師による診察を行うなど，死刑確定者の心身の状況の把握に努めている。

４３．そして，死刑については，刑事訴訟法第 479 条において，「死刑の言渡を受けた者が心神喪失の状態に在るとき」には，法務大臣の命令によって執行を停止することとなっており，この法の定めに従った対処がされる。

４４．死刑確定者の精神状態も含めた健康状態については，今後とも，適切に把握し，対処するよう努める所存である。

（ｇ）性別，年齢別，民族別及び犯罪別に集計された死刑確定者の情報を提供すること

４５．2015 年 1 月 27 日現在，未執行の死刑確定者のうち，
・男性は 123 人，女性は６人である。

４６．年代別の構成については，次のとおりである。

８０歳以上	６人
７０歳以上８０歳未満	１４人
６０歳以上７０歳未満	３４人
５０歳以上６０歳未満	３４人
４０歳以上５０歳未満	２４人
４０歳未満	１７人

４７．外国籍の者は６人である。なお，民族別の構成は把握していない。

４８．殺人を犯した者は 66 人，強盗殺人を犯した者は 63 人である（殺人及び強盗殺人を犯した者は，より法定刑の重い強盗殺人を犯した者として計上している）。

（ｈ）死刑制度の廃止を検討すること；

４９．死刑制度の存廃は，我が国の刑事司法制度の根幹にかかわる重要な問題であり，国民世論に十分配慮しつつ，社会における正義の実現等種々の観点から慎重に検討すべき問題である。

５０．国民世論の多数が極めて悪質，凶悪な犯罪については死刑もやむを得ないと考えており，凶悪犯罪がいまだ後を絶たない状況等に鑑みると，その罪責が著しく重大な凶悪犯罪を犯した者に対しては，死刑を科することもやむを得ないのであり，死刑を廃止することは適当でないと考えている。

第１９段落

一般的意見 No.3（2012）を想起しつつ，委員会は，締約国に対し，「慰安婦」問題に関する被害者中心の解決策を見出すべく，とりわけ以下の手段による，即時かつ効果的な立法上及び行政上の措置を取ることを要請する。

（ａ）性的奴隷犯罪の法的責任を公に認め，実行者を訴追し，適切な刑をもってその者を罰すること。

（ｂ）政府当局及び公人による事実否認並びにこのような度重なる否認を通じた被害者の再トラウマへの試みに反論すること。

（ｃ）関連資料を開示し，事実を徹底的に調査すること。

（ｄ）被害者の救済の権利を認め，そしてそれに応じて，被害者に対して，補償，満足感そして可能な限りの完全なリハビリテーションの手段を含む，完全で効果的な救済と償いを提供すること。

（ｅ）締約国の更なる条約上の義務違反を防ぐ手段として，国民一般に対して，本件に関する教育を行い，また，全ての歴史教科書にこの出来事を含めること。

５１．日本政府は，慰安婦問題そのものを否定したり矮小化したりする意図は毛頭ない。慰安婦問題に関しては，安倍晋三内閣総理大臣は，筆舌に尽くし難いつらい思いをされた方々のことを思い，非常に心を痛めている，この点についての思いは，これまでも繰り返し表明されてきており，歴代内閣総理大臣と変わらない。

５２．実際，日本は，慰安婦問題が多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であることから，日本政府及び日本国民のおわびと反省の気持ちをいかなる形で表すかにつき国民的な議論を尽くした結果，１９９５年７月１９日，元慰安婦の方々に対する償いの事業などを行うことを目的に，国民と政府が協力して「アジア女性基金（ＡＷＦ）」を設立した。具体的には，ＡＷＦは，韓国，フィリピン，

台湾の元慰安婦（各政府・当局によって認定され，かつ本人が受取りを望んだ方々）に対し，「償い金」（一人当たり２００万円）をお渡しし，最終的に２８５名（フィリピン２１１名，韓国６１名，台湾１３名）の元慰安婦が受け取った。また，ＡＷＦは，右に加えて，上記のそれぞれの国・地域において，医療・福祉支援事業（一人当たり３００万円（韓国・台湾），１２０万円（フィリピン））も実施しており，インドネシアにおいては高齢者のための福祉施設整備のための財政支援を実施し，オランダにおいては，先の大戦中心身にわたり癒やしがたい傷を受けた方々の生活状況の改善を支援するための事業に財政支援を行った。政府は，ＡＷＦの事業に必要な資金として総額約４８億円の拠出を行い，元慰安婦の方々への医療・福祉支援事業（総額約１１億２，２００万円）や国民からの募金に基づく「償い金」の支給等の基金事業に対して最大限の協力を行ってきた。韓国における事業としては，事業終了までに，元慰安婦合計６１名に対し，民間による寄付を原資とする「償い金」２００万円を支給し，政府拠出金を原資とする医療・福祉支援事業３００万円を実施（一人当たり計５００万円）した。さらに，「償い金」が提供された際，その当時の内閣総理大臣（橋本龍太郎内閣総理大臣，小渕恵三内閣総理大臣，森喜朗内閣総理大臣及び小泉純一郎内閣総理大臣）は，政府を代表して，自筆の署名を付したおわびと反省を表明した手紙をそれぞれの元慰安婦に直接送った（別添参照）。ＡＷＦは，インドネシアでの事業が終了したことを受け，２００７年３月に解散したが，現在も，ＡＷＦのフォローアップ事業を行っている。

５３．このように，日本政府及び日本国民の善意と真摯な気持ちを少しでも元慰安婦に届けられるよう官民が協力して立ち上げ，多くの元慰安婦にその思いを伝えた「アジア女性基金」の取組について，改めて注意を喚起したい。韓国では，同基金の事業を受け入れた元慰安婦や申請しようとする元慰安婦に対し，韓国内の一部団体から「ハラスメント」が行われ，さらに，同基金の事業を受け入れた元慰安婦は韓国政府が支給することを決定した「生活支援金」の対象外となった。このような理由から全員には受け取っていただけなかったことは残念（ただし，当時，韓国政府により認定を受けていた２００名程度の慰安婦のうち，最終的に６１名の慰安婦が受け取った）。このような点を含め，同基金の取組については改めて評価されるべきと考える。同基金のような元慰安婦支援事業は，日本が韓国に先がけて行ったものであることにも注意を喚起したい。

５４．慰安婦問題を含め先の大戦に係る賠償並びに財産及び請求権の問題については，日本政府は米，英，仏等４５か国との間で締結したサンフランシスコ平和条約及び二国間条約等に従って誠実に対応してきており，これらの条約等の

当事国との間では，元慰安婦も含めて個人の請求権の問題については法的に解決済みである。特に，韓国との間では，日韓請求権協定第２条１が，「両締約国は，両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産，権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が，１９５１年９月８日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約第４条(a)に規定されたものを含めて，完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。」と規定している。なお，我が国は，この請求権協定に基づき，韓国に５億ドルの資金供与及び３億ドルを超える民間信用供与を実施した。政府が供与した５億ドルは当時の韓国の国家予算の約１．６倍に相当した。上記の「アジア女性基金」は，この法的解決が行われていたにもかかわらず，日本側の善意の努力として行われたものである。

５５．また，この機会に，これまでの国連特別報告者による報告書や人権条約委員会による非難・勧告には，一方的で裏付けの取られていない主張が記載されていることを指摘したい。例えば「慰安婦を強制連行した」とする唯一の証言者である吉田清治氏の証言や慰安婦の数字について「２０万人」との数字が言及されたが，これまでこれらを積極的に報じてきた日本の大手新聞社が，２０１４年８月に吉田氏の証言に基づく記事について，証言は虚偽であると判断して取り消し，同氏に関する誤った記事を掲載したことについて謝罪した。また，同社は，慰安婦と「２０万人」との数字の基になったと思われる女子挺身隊と慰安婦との混同を認めた。

５６．１９９０年代初頭以降に行った調査で日本政府が発見した資料（対外公表済）の中には，軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述は見当たらなかった。また「２０万人」という数字は，同新聞が慰安婦と女子挺身隊を混同して報じたことが契機に広がった数字であり，具体的裏付けはない。これらの誤った事実関係が国連における報告書や勧告の有力な根拠となっていることがあるのは大変残念。

５７．日本政府が求めていることは，正しい事実認識に基づき，日本の取組に対して国際社会から正当な評価を受けることである。

５８．これまでの歴史の中では多くの戦争があり，その中で，女性の人権が侵害されてきた。２１世紀こそ人権侵害のない世紀にすることが大切であり，我が国としても全力を尽くしていく考えである。

５９．最後に，そもそも，拷問等禁止条約は，日本が同条約を締結（１９９９年）する以前に生じた問題に対して遡って適用されないため，慰安婦問題を同条約の実施状況の報告において取り上げることは適切でないというのが日本政府の基本的な考え方である。また，同条約委員会の総括所見にある「性的奴隷」との表現については，日本政府として，１９２６年の奴隷条約の奴隷の定義について検討したが，当時の国際法上，奴隷条約第一条に規定された「奴隷制度」の定義に鑑みても，慰安婦制度を「奴隷制度」とすることは不適切であると考える。

第２３段落

締約国は，全ての状況において，体罰と，あらゆる形態の児童の品位を傷つけるような取扱いを，法によって明確に禁止すべきである。

６０．学校教育法の第１１条において，体罰は禁止されており，事実誤認である。

注：学校教育法

第十一条　校長及び教員は，教育上必要があると認めるときは，文部科学大臣の定めるところにより，児童，生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし，体罰を加えることはできない。

（了）